

大阪市規則第103号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成23年大阪市規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部分休業をすることができる非常勤職員） 第6条 条例第18条第2号の市規則で定める 非常勤職員は、第2条に定める <u>非常勤職員</u> とする。	（部分休業をすることができる非常勤職員） 第6条 条例第18条第2号の市規則で定める 非常勤職員は、第2条に定める <u>非常勤職員</u> <u>で所定の勤務時間が6時間15分以上である</u> <u>勤務日があるものとする。</u>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（令和7年9月30日揭示済）